

# 箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場 指定管理者候補者

## 選定会議 議事概要

### 1. 会議の開催状況

- (1) 開催日時：令和4年11月11日（金）午前9時00分から午前10時00分
- (2) 開催場所：箕面市役所 本館地下 厚生室
- (3) 出席者：水谷 晃（健康福祉部副部長）  
本田 敦（市民部副部長）  
松政 秀史（みどりまちづくり部副部長）  
荻野 知崇（地域創造部副部長）  
上田 由香（総務部担当室長）
- (4) 事務局：馬場 健一（交通政策室長）  
稲田 基樹（交通政策室室長補佐）  
塩島 涼

### 2. 議事概要

#### (1) 概要説明

事務局から、審査の対象施設や選定方針の概要について説明を行った。

#### 【対象施設について】

- ・箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場（以下「駐輪場」という。）は、駅周辺における自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資することを目的にそれぞれ昭和57年及び昭和60年に開設した。
- ・駐輪場は平成30年度から指定管理に移行している。指定管理移行以前から「随意契約」にて駐輪場の管理業務を公益社団法人箕面市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）に委託しており、管理業務を通して培ってきたノウハウで指定管理に移行しても効率的・効果的に施設運営ができると判断されたこと、また高年齢者の安定した雇用を確保できる点が評価され、シルバーが指定管理者に指定されたという経緯があり、指定管理期間においても駐輪場の管理業務を良好に実施してきた実績がある。
- ・箕面市立駐車場条例においても、駐輪場の指定管理の指定については「公募」による選定となっておらず、これまでの経緯もあることから、今回においても、「非公募」での選定を実施する。

### 【選定方針について】

- ・条例第7条第3項に基づき、シルバーに事業計画書等の提出を依頼した結果、所定の書類が提出されたため、条例第7条第4項に基づきこの会議において、当該事業計画書等が条例等に示された基準を満たしているかについて審査頂きたい。

### 【会議の流れについて】

- ・会議の流れについては以下のとおり。
  1. シルバーによるプレゼンテーション（15分）
  2. 質疑応答（15分）
  3. 審査
- ・審査にあたっては、「指定管理者制度の運用に係る指針」にある選定基準を準用し、それぞれの項目において確認、評価のうえ、合議制により総合的に指定管理者候補者として能力を有しているかどうか判断いただく。

#### (2) シルバーによるプレゼンテーション

#### (3) 質疑応答

主な質疑は下記のとおり。

(質問) 人員体制について、どのような考え方で増員等の人員配備を検討しているのか。

(回答) 朝夕のラッシュ時に増員配備をしており、日中などの比較的利用が少ない時間に関しては人員を削減している。

(質問) 統括責任者、現場責任者を配備されているが、両駐輪場にそれぞれ配備されているのか。

(回答) 統括責任者はセンターの事務局に1名配備しており、現場責任者は各駐輪場にそれぞれ1名ずつ配備している。併せて各駐輪場に1名から2名ほどの係員を配備している。

(質問) 収支に関することについて、令和5年度の想定利用料収入が、令和3年度利用料収入実績に比べて大きく増加しているが、どのような見通しでの数字となるのか、また料金改定等は考えているのか。

(回答) コロナ禍の影響で一旦収入は減少したが、最近は増加傾向となっている。コロナ禍以前の5年間の平均利用料収入ほどと見込んでいる。料金改定については現在検討はしていない。

(質問) 会員の退会理由について、会費未納が令和2年度では0件に対し、令和3年度では大きく増加しているが何か原因があるのか。

(回答) 特に大きな要因があったわけではないが、コロナ等の影響が多少あったと思っている。

(質問) 指定管理期間の間で利用者との大きなトラブルに発展してしまったことなどはあるのか。あるとしたら年間どれくらい発生しているのか。

(回答) 合議のアンケート等でもおおむね問題ない等の評価を頂いている。大きなトラブル等はなく運営できている。

また会員に対して接遇の指導を行っており、利用者から意見が合った場合等は、都度会員に対して事実確認、指導を徹底している。

(質問) 両駐輪場とも運営に十分な人員数は確保できているのか。また駐輪場を希望して入られる会員はいるのか。

(回答) 現在両駐輪場とも16名の会員が在籍している。一定数確保はしているがどうしても人員が足りない場合は、駐輪場業務経験者を配備し対応している。駐輪場業務としては、入出庫の対応だけでなく、場内の駐輪整理等の作業が多く、駐輪場を希望する者は少ない。センターの方針で5年間を目処に配置換えをしているため、希望者以外にも駐輪場業務を経験してもらうようにしている。

(質問) 指定管理期間で大きな事故等があったか。

(回答) ラックに頭をぶつけた等の軽微なものはあったが、大きな事故に関しては両駐輪場とも起こっていない。

利用者が多い朝夕のラッシュ時には会員を巡回させて、事故防止に努めている。

#### (4) 意見

##### 【提案内容に関する事項】

- ・提出された事業計画には条例第1条の趣旨・目的を理解した「運営方針」、「業務内容」が記載されており、施設の目的を十分に達成できる内容であった。
- ・施設管理、運営に係る人員配置は、これまで施設運営において支障は発生しておらず適切な人員配置であると考えられる

**【団体そのものに関する事項・施設管理に関する事項】**

- ・危機管理マニュアル、個人情報に関する規程、業務文書の公開規程等、指定管理に必要な規程等が適切に整備されている。
- ・これまでの運営実績、決算及び予算など総合的に判断しても継続的に駐輪場の管理運営を行うだけの組織的・財政的能力があると認められる。

**【提案金額に関する事項】**

- ・指定管理料の増加については、人件費の増が主であり、賃金の上昇率を過去5年の実績を元とし適切に人件費の算定が行われている。
- ・利用料収入については、コロナ禍以前のR元年度に対する回復傾向から、適切に算定している。

**3. 結論**

以上のことや、駐輪場運営の実績からシルバーを指定管理者とすることで効率的・効果的な運営が期待できる。

よって公益社団法人箕面市シルバー人材センターが指定管理者候補者として適任であるとの結論に達した。